

What's New



平成30年10月1日

柳津町商工会

http://www.yanaizu.net/

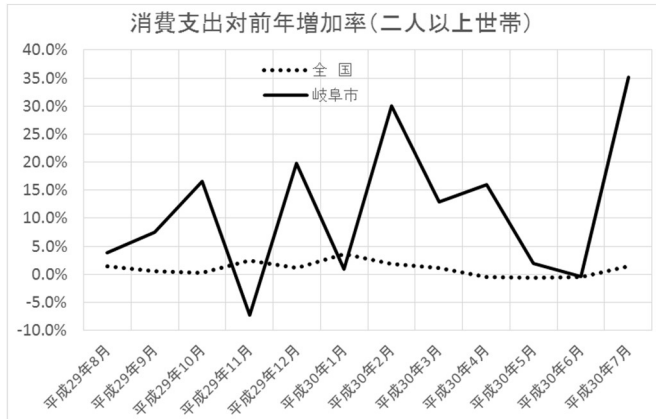
TEL(058)387-6464

FAX(058)387-6878

yanaidu@ml.gifushoko.or.jp

地域経済の動き、消費動向・トレンド等、経営に役立つ情報を定期的にお届けします。

▶消費動向速報（出所：総務省「家計調査」）



全国の7月の消費支出対前年増加率は、豪雨や猛暑の影響による消費減退が懸念された中であって、僅か(1.5%)ですが、4か月振りのプラスとなりました(世帯消費支出額283,387円)。

また、岐阜市の消費支出対前年増加率も、自動車等関連費の大幅な増加(前年同月44千円増)などの要因により、前年同月比35.2%増と高い伸びになりました。世帯消費支出額は全国を61,556円上回る344,943円となっています。

▶消費税の改正1(軽減税率の導入)

来年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税(以下、「消費税」といいます。)の税率が、現在の8%から10%に引き上げられます。同時に、軽減税率(8%)制度が導入されます。

軽減税率の対象品目は、①酒類、②週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)ですが、この軽減税率制度は、消費税課税、非課税事業者に関わらず、全ての事業者に関係があります。特に、飲食料品を取り扱う事業者の方は、早めの準備が必要です。

このため、今月から数回にわたり消費税の改正について解説します。

軽減税率の対象となる飲食料品とは、食品表示法に規定する食品のうち人の飲用又は食用に供されるもので、酒類、外食、ケータリング等(但し、有料老人ホーム等で行う飲食料品の提供は軽減税率が適用されます。)を除いたものです。

また、ペットフードや医薬品・医薬部外品等は軽減税率の対象外(税率10%適用)です。

▲▽▲▽ 注目の話題 ▲▽▲▽

外食産業もサブスクリプション(subscription)

サブスクリプションとは、予約購読、購読料、会費、寄付、出資、応募、申込、加入、署名、承諾などの意味を持つ英単語です。また、雑誌などの定期購読といった意味があり、IT分野ではサービスへの課金方式として、一回あたりいくらかという都度課金と対比して、**契約期間中は利用し放題の定額課金**のことを指すこともあります。



最近では月額制ストリーミング型音楽の聞き放題サービスや電子書籍の読み放題サービスに加え、月に一定の料金を払えば、何点かの洋服をレンタルすることができるサービスが人気を集めています。

この動きは外食産業へも広がっています。例えば、月に一定額を支払えば、コーヒーや紅茶などを何度でも飲むことができる「**定額制カフェ**」、月額制で毎日一杯ラーメンが食べられるサービスや「**月額定額制飲み放題サービス**」を導入した居酒屋も出現しています。

定額制は来店頻度の高い優良顧客を囲い込むことができ、スマートフォンアプリ活用により顧客ごとの詳細な購買データを得られるメリットがあります。また、導入したお店ではサイドメニューの売上増にも繋がることも多く、飲食店が恐れる『ニッパチ(2月と8月の閑散期)』でも売上が落ち込みにくくなる等の効果もあります。軌道に乗れば、スマホアプリを通して、会員のみ情報発信をすることにより宣伝費を抑えても安定した集客が可能です。顧客にとっても、毎月定額であるため支出見込みが立てやすく、その上、事前に決済を済ませているため忙しい朝や昼食時に会計の手間を省けるメリットもあります。

普及の背景は、技術の進歩で、アプリが安価に開発できるようになったのも要因です。定額制があらゆる業種に広がる基盤は整ってきています。

顧客の囲い込みだけでなく広告費用の削減にもつながる「定額制サービス(サブスクリプション)」は、今後も業界の垣根を超えて拡大していくと予測されます。

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください